

議案第61号

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和4年 9月 5日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

所沢市建築・開発関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2の28の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の29の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の42の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の43の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

別表第4の1の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に、「、第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イ」を「若しくは第63条第3項第7号イ」に改め、同表の2の項中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に、「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改める。

別表第6の1の項中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項(1)アに次のように加える。

建築を伴わない場合 13,000円

別表第6の1の項(1)イ(7)に次のように加える。

建築を伴わない場合 25,000円

別表第6の1の項(1)イ(4)に次のように加える。

建築を伴わない場合 42,000円

別表第6の1の項(1)イ(4)に次のように加える。

建築を伴わない場合 78,000円

別表第6の1の項(1)イ(5)に次のように加える。

建築を伴わない場合 118,000円

別表第6の1の項(1)イ(ハ)に次のように加える。

建築を伴わない場合 173,000円

別表第6の1の項(1)イ(カ)に次のように加える。

建築を伴わない場合 300,000円

別表第6の1の項(1)イ(キ)に次のように加える。

建築を伴わない場合 386,000円

別表第6の1の項(1)イ(ク)に次のように加える。

建築を伴わない場合 451,000円

別表第6の1の項(2)アに次のように加える。

建築を伴わない場合 85,000円

別表第6の1の項(2)イ(ア)に次のように加える。

建築を伴わない場合 194,000円

別表第6の1の項(2)イ(イ)に次のように加える。

建築を伴わない場合 306,000円

別表第6の1の項(2)イ(ウ)に次のように加える。

建築を伴わない場合 599,000円

別表第6の1の項(2)イ(エ)に次のように加える。

建築を伴わない場合 1,068,000円

別表第6の1の項(2)イ(オ)に次のように加える。

建築を伴わない場合 1,832,000円

別表第6の1の項(2)イ(カ)に次のように加える。

建築を伴わない場合 3,384,000円

別表第6の1の項(2)イ(キ)に次のように加える。

建築を伴わない場合 4,832,000円

別表第6の1の項(2)イ(カ)に次のように加える。

建築を伴わない場合 5,919,000円

別表第6の3の項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。